

〈解答〉

- ① 1 (1) ウ (2) ア (3) イ
 2 エ
 3 特別会〔特別国会〕
 4 ア
 5 イ
 6 ウ

配点 ① 3, 5 は各 2 点, 他は各 1 点 10 点満点

〈解説〉

- ① 1 (1) 選挙の基本原則は、一定の年齢以上になると選挙権をだれもが得られる普通選挙、一人一票の平等選挙、代表者を直接選ぶ直接選挙、無記名で投票する秘密選挙から構成される。
- (2) ドント式では各政党の得票数を 1, 2, 3…の整数で割り、商の大きい順に立候補者が当選し、定数に達するまで選ばれる。1 表では、A 党は 2 人、B, C 党は 1 人ずつ当選する。得票数の最も少ない C 党でも当選者がいることから、小政党に有利な選挙方式で、少数意見の反映のために有効である。
- | | ÷ 1 | ÷ 2 | ÷ 3 |
|-----|------|-----|-----|
| A 党 | 1206 | 603 | 402 |
| B 党 | 972 | 486 | 324 |
| C 党 | 540 | 270 | 180 |
- (3) 選挙権を持つ有権者が投票に行かない棄権が多くなると、一部の人たちによって政治の重要な事柄が決められることになる。こうしたことを避けるために、投票日前でも投票できる期日前投票の制度を整えるなど、投票率を高めるさまざまな取り組みが行われている。
- 2 いくつかの議決では、衆議院が参議院より優先される衆議院の優越が認められている。これは、衆議院は任期が短く解散もあるため、国民の意見とより強く結び付いているためである。優越の例としては、衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合でも、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で再び可決されたときには、法律になる。
- 3 国会には三つの種類がある。国会での審議の中心になるのが常会〔通常国会〕で、毎年 1 月に召集される。ほかに、必要に応じて開かれる臨時会〔臨時国会〕と、衆議院議員の総選挙が行われた後に開かれる特別会〔特別国会〕がある。
- 4 イは裁判所の権限、ウ 国务大臣は内閣総理大臣が任命するが、過半数は必ず国会議員から選ぶことが定められている。エは国会の仕事である。
- 5 警察官は、裁判官の出す令状がなければ、原則として逮捕や捜索はできない。被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪と見なされ、公平で速やかな、公開された裁判を受ける権利が保障されている。
- 6 地方裁判所を含む下級裁判所の裁判官の任命は、内閣が行う。